

第14回 石狩市・厚田村・浜益村合併協議会

《 会 議 録 》

会場：厚田村総合センター

日時：平成16年7月28日(水) 13:00～14:40

第14回 石狩市・厚田村・浜益村合併協議会会議録

開催日時：平成16年7月28日(水) 13:00～14:40

開催場所：厚田村総合センター

【出席委員】(敬称略)

会長 田岡 克介
副会長 牧野 健一 木村 康美

委員

神崎 征治	福沢 和夫	工藤 榮一	加納 洋明	高田 静夫
中野 文能	堀 弘子	熊倉 正博	長原 徳治	池端 英昭
河合 英治	河合 雅雄	田村 嘉瑞	阿部 政二	成田 一夫
佐々木友治	神田 一昭	岸本 正吉	羽立 福光	越智 正男
酒井 敏一	山根 利子	村重 節子	佐藤 豊治	小林 義行
浅井 秀樹	飯尾亜紀仁	小池 弓夫	坪田 清美	藤原 市子
沢田 富男	鈴木日出男	桐山 和郎	後藤 崇	大山 弘行
石橋 千春	岸本 アイ	佐藤 克廣	田中 宣律	

監査委員

土門 隆一 北嶋 富作

【欠席委員】(敬称略)

伊藤 一治 相原 一男 中村 東伍

【幹事会】

青野 誠	谷本 邁	大原 嘉弘	白井 俊	野 昭夫
岡林 位和	秋村 一郎	加藤 美幸	赤間 聖司	

【幹事会第6条第2項会員】

四宮 克 河地 良一 村中 誠治 佐々木隆哉

【行財政専門部会】

成田 和幸 高野 省輝 宮田 勉

【事務局】

工藤 泰雄 清水 敬二 小西 裕史 佐々木 大樹 中村 裕一
富木 則善 江部 靖 田中 匡

【傍聴者数】

37名

議事日程

1	開 会	3 頁
2	会長挨拶	3 頁
3	報告事項	3 頁
	報告第 1 号 新市建設計画小委員会経過報告	3 頁
4	協議事項	3 頁
	協議第 1 号 新市建設計画（案）「合併まちづくりプラン」について	4 頁
	協議第 2 号 合併協定書（案）について	10 頁
5	その他	15 頁
6	閉 会	24 頁

1. 開 会

工藤事務局長：事務局の工藤です。

それでは、ただいまより第14回石狩市・厚田村・浜益村合併協議会を開催させていただきます。

本日の日程は、配付の会議次第のとおりでございます。

初めに、合併協議会の会長の田岡克介石狩市長よりご挨拶を申し上げます。

2. 会長挨拶

田岡会長：皆さん、こんにちは。

せんだって、先週、牧野さんと、それから浜益の村長と3人で、管内の各首長と東京へ行ってまいりました。42.5度という温度は人間生活を非常に窮屈にさせるなという経験をさせてもらって、北海道に帰ってきたら、やっぱり北海道はいいなと思いました。しかし、週末に大変いい好天に恵まれて、大勢の海水浴の皆さんがこの地域に入ってきたというのを見ると、やっぱり北海道の夏でも暑い方が活気があっていいなという感じを受けております。

当協議会も迎えて第14回目になりました。大変熱い議論をいただいて今日を迎えたわけですが、今日は残された最終案件の協議を願うことになっております。

国の方は、この協議のスケジュールとかさまざまな流れの中に関係なく、次から次と矢継ぎ早にいろいろなことを言ってきておりました戸惑いを感じますが、これなどについても後ほどお話をさせていただく機会がありましたらご案内をさせていただければなというふうに思っております。何はともあれ今日の協議会、どうぞよろしくご協力をお願いしたいと思います。

工藤事務局長：それでは、これから会議を始めるわけでございますが、規約第10条第1項の規定によりまして委員の過半数の出席が必要となっておりますが、正副会長を含め委員45名中、ただいま42名の出席をいただいておまして、定足数を超過しておりますので会議は成立いたします。

また、規約第10条第2項の規定により、会議の議長は会長が務めることとなっておりますので、これからの進行は会長をお願いしたいと思います。

よろしく願いいたします。

3. 報告事項

4. 協議事項

田岡会長：それでは、まず初めに議案集の3ページから11ページにつきましては、前回の協議におきまして修文・加文をし、確認をさせていただきました慣行の取扱い及び特別職関係について、修正された議案を配付させていただきましたので、まずご確認をお願いしたいと存じます。

それでは、まず本日の協議に入らせていただきますが、主に新市建設計画「合併まちづくりプラン」についての内容であります。

前回の協議会におきまして、その概要についてはあらかじめ説明をさせていただいておりますが、1カ月間のパブリックコメントを経て、本日成案として改めて協議を願うものであります。当協議会の合併協議といたしましては、実質的に最後の協議項目ということになります。

報告第1号、小委員会の経過報告と協議第1号をあわせて行いたいと思います。

初めに、報告第1号 新市建設計画小委員会経過報告及び協議第1号 新市建設計画(案)「合併まちづくりプラン」につきまして、小委員会委員長の加納洋明委員から報告をいただき、前回概要を説明した折質問のありました、地域イントラ構築にかかわる光ファイバーに関する件につきまして、本日資料が整

い提出をさせておりますので、事務局から説明をさせていただきたいと思います。

それでは、加納委員長、よろしくお願いいたします。

加納委員：ただいまご紹介いただきました加納でございます。

それでは、委員長報告をさせていただきます。

このたび新市建設計画案を小委員会として作成をいたしましたので、本日協議会へのご報告とともにご提案をさせていただきます。お手元の議案2ページをごらんください。

7月20日、石狩市議会第1委員会室にて、最後の小委員会となりました第14回小委員会が、委員15名中12名の出席により開催をされました。まず、北海道との事前協議につきまして、その状況について事務局から説明を受け、大幅な変更がない場合は文案修正を委員長に一任することとなりました。その後、北海道との事前協議内容が固まり、掲載事業の削除等の大幅な変更がなかったことから、必要な文案修正を行っております。

次に、協議事項といたしまして、前回の小委員会で確認した新市建設計画案により実施したパブリックコメントの内容について検討・協議を行い、原案を一部修正することを確認しております。なお、今回の小委員会で確認したパブリックコメントの検討結果・意見につきましては、会議録等の閲覧場所及び協議会ホームページで公表することとしております。

都合14回の長期間にわたって検討してまいりました事項に、ただいまご報告いたしました必要な修正を加え、当委員会の最終案として新市建設計画案を本日ご提案をさせていただきます。その内容等につきましては後ほど事務局より説明をいたしますが、委員の皆様にご協議のほどよろしくお願いいたします。

これをもちまして、当委員会の付託事項であります協議項目11、新市建設計画に関するすべての審議が終了いたしました。最後となりますが、昨年6月10日の第1回小委員会を皮切りに、その後全14回にわたり開催し、将来構想、建設計画という新市の根幹となる大変重要かつボリュームのある事項を検討する委員会でしたが、ご参加をいただいた委員の皆様方から誠心誠意のご尽力を賜りながら、真摯な協議を取り進めることができ、希望に満ちた将来像と、その実現に向けた堅実な財政計画を作成することができました。この場をお借りいたしまして、あらためて深く御礼を申し上げます。

以上をもちまして、私からの新市建設計画案に関する説明を終わります。まことにありがとうございました。

田岡会長：どうもありがとうございます。

引き続き、事務局の方から。

事務局（佐々木）：事務局計画班の佐々木でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、私の方から、本日の協議第1号 新市建設計画（案）「合併まちづくりプラン」についてご説明させていただきます。

この新市建設計画（案）につきましては、前回協議会でご説明した後に実施いたしましたパブリックコメント並びに北海道との事前協議の結果に基づきまして、本日お手元に配付させていただいております別紙1「新市建設計画（案）『修正箇所一覧』」のとおり、原案の一部修正を行うことといたしております。

初めに、パブリックコメントにつきましてご説明いたします。

6月14日から7月13日の1カ月間実施いたしましたパブリックコメントには、1名の方から6件の意見が寄せられ、第14回新市建設計画小委員会におきまして、その取扱いにつきまして検討・協議した結果、NPOや市民団体との連携や協働ということにつきまして、より明確に文章表現するため、お手元

の修正箇所一覧表のうち、修正ナンバー 1 のとおり修正することといたしております。

続きまして、パブリックコメントと同時に進めてまいりました、北海道との事前協議の結果に基づきます修正についてご説明をいたします。

お手元の修正箇所一覧表の修正ナンバーの 2 と 3 についてでございますけれども、計画案では、4、新市の施策に掲載しております主要事業のうち、北海道の支援が必要な事業などにつきまして、33 ページ、5、北海道事業の推進にまとめて再掲いたすこととしておりましたが、その双方の整合性を図るため、ごらんのように箇所名もしくは主要事業名の追加を行うこととしたものでございます。

次に、修正ナンバーの 4 につきましては、都市計画制度の取扱い上の都合から、表現をごらんのとおり修正いたすこととしたものでございます。

次に、修正ナンバーの 5 から 9 までについてでございますけれども、計画中に掲載しております北海道の支援が必要な事業等が、その記述の仕方次第によりましては、将来的に確約・担保されたものとして受け取られかねず、その場合に、北海道の予算が制約されることや、また、計画掲載事業が限定されることとなることから、こうした事態を避けるため、12 ページ、道路・上下水道の整備、施策の方針、本文中の花川通の道道昇格に関する記述の追加、続きまして 14 ページ、居住環境の整備と確保、施策の方針、本文中、道営住宅の整備に関する記述の追加、最後に 33 ページ、5、北海道事業の推進における標題、項目名、本文の一部を変更もしくは追加を行うこととしたものでございます。

続きまして、修正ナンバー 10 及び 11 についてでございますけれども、計画案の作成における主要事業の整理に当たりましては、現時点で把握もしくは想定されている事業の路線数をカウントし掲載することとしておりましたけれども、計画期間 10 カ年間に於いて、将来新たな事業展開が必要となる路線が生じるというケースも予想されますことから、その場合、路線数を明示してしまいまして、その都度調整・変更を余儀なくされるということも考えられますので、あえて路線数の表記はしないことといたしたところであります。なお、後ほどご説明いたします別冊資料 1、新市建設計画「合併まちづくりプラン」に係る主要事業整理表におきましては、事業概要欄に、今現在で予定しております事業実施路線数ということで、そのまま掲載をいたしているところです。

最後に、修正箇所一覧表のうち、修正ナンバー 12 につきましては誤字の訂正でございます。

本来ならば、本日全体のご協議に当たりまして、これら修正箇所をすべて差しかえたものを改めてお配りすべきところではございますけれども、前回協議会で配付済みの計画案に、ただいまご説明いたしました修正内容が加味されるものとしたしましてご了解をいただきたいと思っております。

なお、本日ご確認をいただいた後には、改めまして、この新市建設計画「合併まちづくりプラン」につきまして、委員の皆様にお配りをいたしたいと考えております。ご協議のほどよろしくお願いたします。

続きまして、今回配付いたしました資料につきましてご説明をいたします。

初めに、別冊資料 1 『新市建設計画「合併まちづくりプラン」に係る主要事業整理表』と題してありますものをごらんください。

こちらは、計画案の 12 ページから 32 ページ、4、新市の施策、施策の大綱、各ページの主要事業の表中、個々の事業について、その事業概要、事業費等をあらわしたものであり、新市建設計画小委員会における計画原案の検討・協議用の基礎資料として作成・使用いたしましたものでございます。

計画案本体では、個別施策単位かつ計画期間の前・後期を通じた 10 カ年間の全体事業費をまとめて概算事業費、その欄にあらわしておりますが、前回の説明時、個々の事業費に関するご質問もいただきましたことなどから、本資料につきまして今回改めてお配りをさせていただくものです。

この資料の中で、向かって右3列に記載しております、前期事業費、後期事業費並びに合計欄、こちらにおきまして、横棒で表示されている、バーといいますか、横棒で表示されているものにつきましては、事業の実施主体が国もしくは北海道の事業であり、新市として負担する事業費がないもの、または特別会計ですとか企業会計が実施する建設改良事業、軌道系交通機関等の導入促進など特段の経費を要する事業の実施を想定せずに、通常の行政活動の中でその目的の達成、推進を図っていくこととしたものなどとなっております。

このリストの事業費につきましては、計画全体の事業ボリュームを推しはかるための目安として、また、まちづくり計画に伴います財政計画の策定のための基礎資料として算定、それぞれ計上したものでございまして、計画の実施段階で必ずこの金額で事業を実施する、もしくは将来この金額が保証、担保されたものということではないということにつきまして、くれぐれもご留意をいただきたいと思っております。

さらに、地方債メニュー欄につきましては、当該事業のうち起債対象事業の分につきまして、財政シミュレーションへの反映のため、現時点で想定される地方債メニューを記載しておりますが、これにつきましても、あくまでも参考であり、実際の事業実施段階において個々具体的な検証・検討が行われるということ、あわせてご理解いただきたいと思います。

以上、別冊資料1の説明を終わります。

専門部会（成田）：行財政専門部会の成田と申します。

続きまして、別冊資料2「地域イントラネット構築における光ファイバーに関する説明資料」と題している資料についてご説明いたします。資料をお開き願います。

合併まちづくりプランにおいて、情報通信網の整備という施策に23億5,000万円という概算事業費が盛り込まれておりますが、その中で8億7,800万円を占める地域イントラネット等基盤施設整備事業のうち、その根幹をなす光ファイバー網の整備についてご説明させていただきます。

行政サービスを初めとして、IT(情報通信技術)を活用した各種システムを円滑に快適に展開するために超高速通信回線の確保が必要ですが、それを満たす手法として光ファイバー網を選択したところでございます。この光ファイバー網の整備には、大きく分けて三つの手法が考えられます。1ページ目に、その3通りを一覧でお示ししてございます。

一つ目は、自営光ファイバー敷設型。自治体が、自営と申しますか、自費で光ファイバー網を敷設するものでございます。国道沿いは国土交通省の情報BOX管路内の空間を無料借用して、そこに自治体の所有物である光ファイバーを通していくものです。

二つ目は、前回長原委員からご指摘のあった国土交通省の空き芯線を借用するものですが、残念ながら、国道231号線沿いの情報BOX内は空き芯線数が20芯しかございませんので、地域イントラのサービスを展開するためにはその芯線数では足りないため、借用プラス自営ファイバー敷設という併用型で対処しなくてはなりません。

三つ目は、通信事業者による商用サービスを利用するものですが、残念ながら求められる速度を満たすサービスがありません。そこで、一番安価なNTTのメガデータネットを複数本まとめて、ある程度運用可能な太さを確保、また割安になる長距離で試算してみました。しかし、どうしても近距離は割高になり、現在、厚田・浜益地区では国道沿いにしか営業展開されていないため、国道から離れた場所にある公共施設には、結局、自営ファイバーを敷設する必要があります。

この三つの手法をABCで表現し、それぞれについて拡張性・可用性・経済性・通信速度・芯数について比較検討してございます。

まず、拡張性についてですが、Bの空き芯線借用のケースで問題点がございませぬ。それは、国道231号線石狩浜益間で配線の接続箇所が7カ所しかないということございませぬ。約10キロメートルごとにしか接続箇所が設置されていないため、配線の取り回しが極めて不経済なものになってしまひませぬ。

次の可用性についてですが、この可用性とは、平たく申しますと、1年365日24時間ノンストップで運用できるかということございませぬ。ここでもBのケースで3点ほど不安材料がございまして、1点目は、ここに記載のとおり、国土交通省の都合により、突然一定期間、一定時間、回線が遮断される場合がございませぬ。それは回線保守のためであったり、また、事故災害等で回線が物理的に寸断されたりというようなケースでございませぬ。

2点目は、災害等、国土交通省の芯線が使用不能になるなどの非常時には、芯線の使用を中止されることもありませぬ。

3点目は、貸与開始後10年経過後は、国土交通省側から一方的に貸与終了の通告をすることができるとも契約に明文化されていませぬ。

次の経済性ですが、これは費用について比較検討してございませぬ。Aの自営の場合、敷設工事費は1億7,500万円ございませぬ。なお、前回の協議会で私、この自営の工事費を17億5,000万円と発言したようにすけれども、それは私のけたの読み違いによる錯誤でございませぬことを、おわびして訂正申し上げます。正しくは1億7,500万円ございませぬ。

Bの空き芯線借用には、毎年2,000万円を国に支払い続けなくてはなりません。と同時に、芯線不足分を自営で補うわけですけれども、その分の敷設費用が8,640万円となります。

Cの商用サービス利用の場合、その使用料を毎年4,700万円支払い続けるのと同時に、自営の分8,370万円の敷設費用も必要となります。

次の通信速度につきましては、Cの商用サービスが、私どもが地域イントラで必要としている速度の100分の1しか出ないため、システムが円滑に動かないという懸念があるところございませぬ。

次の芯数ですけれども、この米印に記載のとおり、国道231号線沿いには、区間により少ないところで32芯、最も多いところで224芯必要となります。それに対しまして、今現在の空き芯線数は20芯のみとなっております。

次のページ、2ページにはケースABCの費用比較表を掲載してあります。

この表の中で、ABCいずれのケースにも光ファイバー網保守費という記述がございませぬが、これは、自営光ファイバーの保守費用を計上したものでございませぬ。この保守費用は、毎年必ずこの金額を支払うというものではなく、スポット保守と申しまして、何か障害が発生したときのみ、その補修費用を実費負担するというものでございませぬ。

表の一番右側、10年間の計には、この保守料も含めて合計額を算出してあります。ケースAの自営の場合の10年間合計費用は2億200万円、Bの空き芯線借用の場合は2億9,700万円、Cの商用サービスの場合は5億6,270万円となります。

次の3ページと4ページは、ABCの費用を図解したものでございませぬ。

5ページは拠点間の必要芯線数を図解したものでございませぬ。

ここで言う拠点というのは、市内各所に点在する役所庁舎を初めとする公共施設、小中学校、消防署などを指してあります。それらの拠点で稼動するシステムとして、業務情報系・住基ネット・内部情報系・教育情報・内線電話の五つを、それぞれ個別の回線として構築することになります。そして、それらのシステムはすべて情報センターに集約されます。一つのシステムに光ファイバーは2芯必要ですから、五つ

のシステムで10芯、それに、障害対策と将来のために予備芯線も備えるため、都合1拠点につき16芯が必要な芯数となります。また、災害等により各支所間の通信が断たれた場合に対応するバックアップ機能が必要となることから、16芯の2倍の32芯が基本的に必要な芯数となります。

図の中で、拠点の数と芯数の掛け算が合わないところがございますが、それは、拠点によっては五つすべてのシステムが入っていない拠点もあるからでございます。例えば小中学校は三つのシステムであり、消防署は二つのシステムであるからでございます。

そして、厚田・浜益地区の拠点は一度それぞれの支所に集約されます。それから、両支所から自治体間中継用ケーブルを通じて情報センターに集約される仕組みとなっております。そのことが図の点線と実線の役割の違いです。このように、同じ国道上を走る回線でも役割と道筋が違いため、それぞれ区間ごとに合計芯線数がさまざま必要となっているところがございます。

最後の6ページは、情報BOXについての説明でございます。

以上のとおり、ケースABC、3通りの手法を検討した結果、私どもといたしましては、回線品質、コストなど、あらゆる面から自営光ファイバー敷設型が最善の手法であると判断し、それを新市建設計画に提案させていただいたところがございます。

以上で、私からの説明を終わらせていただきます。

田岡会長：ただいま加納小委員長の方からの報告、それから、前回のプランの中でご議論をいただいた追加資料などをご説明させていただきました。

協議に入りたいと思いますが、ご意見等を承りたいと存じます。

どうぞ。

長原委員：2点ちょっと伺わせてもらいます。

まず、一つは、今のご説明のありました地域イントラネットの関係です。大変ご丁寧な詳しい説明をいただきまして、大体のところはわかりました。ただ、一つだけ私、そうかなと思うのは、やはり全体としてこれ過大になっていないのかなという疑問は、依然として今のご説明を聞いても解けないところはあるのです。それは、線芯数ということではおられましたが、札幌の例を聞いてみました。札幌市役所が本庁舎と区役所を結んでいる専用イントラネットがあると。これが、現在は100芯入っていると。ところが、この100芯というのも余り必要なくて、半分以下でも十分だし、もっと少なくとも大丈夫、十分間に合うのだというようなお話でございました。そこに札幌市の情報、三つのネットワークがあるそうですけれども、それが全部入っているというようなご説明もいただいたところで、そういったことと比較いたしましても、我々の今までの光ケーブルということに対する認識ということから比較しても、一番多いところで224芯というような計画になっておりますが、少し全体として過大な見積もりになっているのではないのかなという気が、依然として疑問が解けないわけですが、いかがでしょうか。

あえて、私も技術的に特別詳しいわけではありませんから、それぞれ研究されていることと思いますが、なお今後も、さらに一層、過大にならないような研究も、この際あわせて求めておきたいというふうに思います。

それから数字も、今回1億7,500万と、この数字初めて出てきたのですね。今までいろいろな場面ではいろいろなご説明の数字が出てきているのですよ。10億円程度とか6億円程度とか5億円程度とか、それぞれのいろいろな場面があるのですが、どうもこの敷設費用の数字と申しますか、地域イントラネット全体の見積もり数字ということが、その都度ばらつくような気がして、その辺も疑問がどうも解けないというところが残っております。

それから次に、二つ目の質問に入らせていただきたいと思います。

新市建設計画とも関連を持つ消防の問題です。特に消防団の問題なのです。これは、合併協定書に書かれていることなのですが、消防団は石狩市の制度に合わせると、こうなっております。ところが、過日の消防議会等の今の進行の中で、石狩消防団の団員報酬を大幅に引き下げると、こういうことが現在検討されているというふうに聞いております。

消防団について言えば、石狩市の消防団と厚田・浜益における消防団は、かなり役割といいましょうか、性格といいますが、違うところもあるわけです。ところが、こういったことで石狩市側の消防団の報酬費用が大幅に引き下げられて、それに右倣えというようなことになると、これはいろいろな問題が出てきてしまうのではないのかなと思うわけで、合併協定書では右倣えと、こうなっていますが、仮に消防事務組合等でそういったことが今後変化した場合、合併協定書上の取扱いはどういうふうにしていくのかなという点の疑問が残るわけですが、その辺のところもご説明をいただいております。

以上でございます。

専門部会（成田）：行財政専門部会の成田と申します。

ただいまの長原委員の1点目のご質問についてお答えいたしたいと思います。

札幌市の本庁・区役所間で100芯つながっているというお話ですけれども、札幌市は行政規模的に非常に規模が大きいものですから、ちょっと一概に石狩と単純に比較できないところなのですけれども、要は札幌市が区役所間で使っている100芯の中で、どのようなシステムが稼働しているかによってやっぱり内容は違ってきますので、石狩のようにすべての行政システムを一括束ねているものではないと思います。札幌市は規模が大きいものですから、各部局ごとに全然システムの構築が違いますので、こちらの、長原委員のその100芯というのは、何か特定のシステムの部分だけだと思います。

続きまして、2点目の金額、1億7,500万円という数字ですけれども、これは工事総体事業の中での今回の光ファイバー敷設に係る費用についてのご説明させていただいた金額です。

以上です。

田岡会長：数字のことにつきましては、そう受けとめられる点がこれまでの中であったと。特に、読み間違えをしたということもありますので、その点はおわびをしたいと思います。今日の出した数字が、まさに数字でございます。

それから、消防団の問題につきましては、これ似たようなケースがこれからタイムラグの中で起こり得るのではないかと思います。基本的に当協議会で決定した一つのタイミングで事を決したものについては、それを原則にするというのは当然のことではなかろうかと思います。この、次の間のタイムラグの間についてどうするかということについては、これは石狩市長としての姿勢だというふうに思っておりますが、協議会に決してそんな発言をあえて申し上げる意図は全くないのですが、ここの協議において想定外のことが起きたときに、石狩市に右倣えだから右倣えにしろという一つのルールはあったとしても、石狩市の考え方が現実を無視してまで、いわゆる編入合併なのだから行うべきだという、そこまで乱暴な考え方は基本的に持ち得ないというふうに思っておりますので、ケースごとによって善処したいというふうに基本的には認識しておりますけれども。

消防団の報酬等について、今後しかるべく北部の議会等で行われて、その推移を見守りながら、こちらの方のスケジュールとも合わせながら、実質的には仮に合併するようなことが起きたときには、その段階でこの問題は個別の議論として、必ずしもこの制度にとらわれることなく、実態に即しながらやっていくということになると思います。私はそういうふうに思っております。

長原委員：おおむねわかりました。ただ、線芯数の話で、今のご説明で、札幌でもはっきりと三つの情報が全部入っていると、こう言っていらっしゃる。余りしつこくなりますから、これ以上言いませんけれども、ぜひひとつ、もう少し研究もしていただきたいという要望をしておきたいと思います。

田岡会長：よくわからない世界なのですね。

長原委員：実は私もよくわからないのです、本当のところは。わからないのですが、いろいろ情報を調べると、変だなという思いはどうしても出ますので申し上げているわけで。

それから、次に消防の件ですね。大体今の会長の発言でわかりましたけれども、現状の水準において右倣えということと、これがかなり下げた中での右倣えというのは、意味合いがかなり違ってきまして、いろいろなその後には問題が発生するということが予測されますので、その辺は、今会長のご発言がありますから、それを了としますが、十分対応を、厚田・浜益の実状、地域実状も配慮した対応ということもやっぱり必要とされるなど。可能であれば、また何かの機会に、合併協議会、こう変わりましたよと。協定書の中身でこう検討しましたというようなことのご報告もいただければ、なおありがたいと思いますが、一応そういうことを要望申し上げて質問を終わります。

以上です。

田岡会長：そのほかにございませんか。

(なしの声)

田岡会長：よろしいですか。

それでは、前回、それから14回にわたっての小委員会でのご議論をいただいた結果のプラン、そして今日の修正と追加資料の提供でございますので、ご議論は尽くしたと、いただいたというふうに解したいと思います。

それでは、合併のプランにつきまして、協議第1号 新市建設計画「合併まちづくりプラン」について確認したいと思いますが、原案のとおりでよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

田岡会長：それでは、そのとおり確認させていただきます。

続きまして、協議第2号 合併協定書(案)について協議を行います。

まず、事務局から説明を願います。

事務局(江部)：協議第2号 合併協定書(案)についてご説明いたします。別冊となっております合併協定書(案)をごらんください。

内容といたしましては、これまで13回にわたる協議会において確認をいただきました項目について整理しております。前回の説明と重複する部分もございますが、全体を通して説明させていただきます。

最初に、協定書案を作成するに当たっては、これまでの協議会で確認された調整の内容の根本的な考え方は変えずに、合併協定書としての体裁を整えるために表現を統一することを心がけました。表現の統一とは、文末を「～するものとする」といった文章上の表現の統一や、記載内容について、より理解しやすいよう協定書に記載した方がよいと思われる事項について追加・削除等の整理を行ったものです。

次に、協議会において確認した内容と合併協定書における記載内容について、要点をかいつまんで説明させていただきます。A4判横の別冊資料3『合併協定書(案)作成に伴う「調整の内容」の表現整理』と題した新旧対照表をごらんください。

1ページ目、10、地域審議会の取扱いのところでは、地域自治区の設置に関する記述についてですが、協定書案では法令を引用せず、シンプルな表現に改めました。

11、新市建設計画については今ご協議いただきましたが、この項目だけでかなりのボリュームがあることから別添とし、協定書自体の表現は簡潔なものとしております。

2ページ目、13、組織及び機構の取扱いでは、新市における組織及び機構の整備方針と新市における支所の整備方針の内容についても記載し、14、一部事務組合の取扱いについては、新市において今後も引き続き加入する一部事務組合の団体名を省略しないで記載しました。

15、使用料・手数料等の取扱い、16、公共的団体等の取扱い、17、補助金・交付金等の取扱いについては、これまで協議会において個別具体的に丁寧な協議を重ねてきた結果、調整内容については多岐にわたっております。そこで、これら15・16・17の項目については、協定書における表現自体は簡潔にいたしました。これまでの調整内容につきましては、前回の協議会で配付しました別冊資料2から4のとおりまとめておりますので、参考にしていただければと思います。

3ページ目、23、行政連絡機構の取扱いについては、行政連絡機構という言葉のみでは、その内容がイメージしにくいことから、補足いたしました。

25、各種事務事業の取扱いについては、25-1、まちづくり関係から25-47、議会関係まで47事務事業で構成されており、調整内容もさまざまな表現となっております。その中で、調整内容が「合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。」といった一文のみの場合には、住民の方が協定書をざらんにしたときに、協議の内容についてわかりにくい面があることから、協定書においては、これまでの協議会における経緯がわからない方が読んでも協議内容が大枠で理解できるような例示をすることといたしました。

4ページ目、25-13、行政委員会関係については、調整内容では「石狩市の制度に合わせる」との表現でしたが、協定書では、最初に(1)で組織の統合について記載し、(2)で組織の事務などについても統合するとし、2段構成での記載といたしました。

このほかに、調整の内容からは協議結果が読み取りにくい部分については、協定書作成に当たり新たに記載いたしました。具体的には19、慣行の取扱いの市の花・木・鳥について、25-7、広報広聴事業の防災行政無線による広報、25-23、保健サービス関係の耳の健康相談事業、厚田村食生活協議会への補助、25-37、公営住宅関係の公営住宅ストック総合活用計画などが挙げられます。

以上、合併協定書(案)についてのご説明といたします。

なお、本日、別冊資料4として、新市への附帯意見をまとめたものを配付しておりますので、参考としてください。よろしくご協議お願いいたします。

田岡会長：協議第2号の合併協定書(案)につきましては、ただいま事務局から説明をさせていただきました。

改めて私の方から一つお願いがございますが、10の地域審議会の取扱いの関連の中で、前回の協議会におきまして地域自治区の設置は確認されましたが、その際、地域自治区組織小委員会から出されておりました附帯意見について、地域自治区の設置期間において、新市全体における地方自治法による地域自治区の設置を検討されるよう期待するという附帯意見が出されておりました。これは、議員定数における附帯意見と同様において取扱いをなすべきところを、私どもが皆さんにその説明やご意見を承らなかったということで、片一方の方について附帯意見をご承認いただき、片一方ではそのままになっていたという、ちょっとミスをしております。したがって、改めてそのことにつきまして、配付の附帯意見の項の中にただいま読み上げました項が入っておりますので、これらについても、ぜひ附帯意見とすることを提案いたしたいと。前回の議員定数と同様の取扱いにしたいというふうに思いますので、あわせてご提案を

させていただいて、ご議論をいただければということでございます。

それでは、ご意見をいただきたいと思いますが、ございますでしょうか。

どうぞ。

長原委員：私は、昨年1月に発足をしたこの協議会にずっと参加をさせていただいたわけですが、本日この合併協定書の合意がなされるということになりましたら、この協議会に課せられました役割が一応終結されることとなります。よって、私はこの協議会に参加してきた者の一員として、今までの協議の経過などを冷静に振り返りながら、この合併協定書に対しての私の意見を述べてみたいと思います。

一つ目は、この合併協定書に基づいて合併をすることで、住民負担が一体どうなるのだろうかということです。

ほとんどの制度が石狩市に統合されることとなりますので、石狩市民にとっては直ちに負担増になるという項目はないわけではありますが、介護保険料や国民健康保険税、上下水道料金などの特別会計関連を見ますと、すべてのところにおいて財政悪化の要素を含んでおりまして、近い将来負担増が発生するのではないかとということも懸念されるところでございます。介護保険については、平成18年度の見直し時期で平均200円程度の値上げはやむを得ないのではないかとということも、この協議会の中で明らかになってきているところでございます。

一方、厚田村・浜益村にとっては負担増となるものが幾つも見られるわけでありまして、国民健康保険税は、不均一課税とはいうものの段階的に引き上げられまして、5年後にはかなりの負担増になりますし、また、各種の健康診査や各種の公共施設の使用料など、負担増になるものがかなり目立ちます。また、へき地保育所の利用料などにとっても、近々引き上げることになるとと思われるわけでありまして、水道料金については、一般家庭は下がりますけれども、厚田村における大口利用者はかなりの負担増になることとなります。

二つ目は、高齢者福祉や障害者福祉、子育て支援事業、産業振興などの、いわゆる住民サービスという点がどのように変わるのかという問題でございまして。

これにつきましても、ほとんどの制度が石狩市に合わせるということになりますので、石狩市民には直接的には余り大きな変化はないのかもしれませんが、しかし、厚田村・浜益村では、独自で今日までに育ててきた各種の住民サービスがあります。例えば出産祝金制度、歯科医療費助成制度、児童生徒の交流事業、緊急生活資金貸付事業、各種の産業振興資金等々でございまして、これらはそれぞれの地域の实情に合わせて、地域の顔を持った住民サービスというものであったと思いますが、これらはほとんどなくなることになります。

バスカードや長寿祝金、消融雪機補助金やスキー場の運営など、新市において調整し検討するという項目も多数見受けられるわけでありまして、これらの住民サービスについても、これまでの議論の経過などを見ますと、廃止・縮小されていくことになるのではないかとということが懸念をするところでもございます。

三つ目は、行政効率という点でございまして。

合併することで、一般的には行政効率が高まるということが言われていますけれども、この3市村合併の場合、地理的に行政区面積が南北海岸に沿って約70キロにも及び細長いものとなります。集落が点在しておりますので、上下水道問題を初め施設の管理など、必ずしも行政効率が高くなるということが考えにくいわけでございます。逆に、自治体としての事務の一体性を保つというためには、情報システムの構築など合併コストが相当程度かかり、20億円を超えるのではないかとというふうに考えられます。また、

住民の利便性を確保するには支所の機能を保持しなければなりませんので、職員の配置も必要になります。さらに、そこに特別職の区長まで置くというわけですから、行政効率がよくなったということも言えないのではないのでしょうか。

また、議員定数のあり方についても、住民の理解を得るには厳しいものがありますし、報酬がばらばらというのも、これまた道義上の問題が残ります。合併時には新しい議会をつくり直すというのが公平で民主的なあり方ではなかったのかと、前回は申し上げましたが、思っているところでもございます。

四つ目に、財政シミュレーションについて申し上げておきたいと思います。

財政推計は今合併をした場合の姿づくりの中でも最も重要なテーマの一つであると思います。将来に向けて住民に対して大変責任が問われるものでありますので、そこに掲載されます数値は精度の高い、信頼度の高いものが求められていると思います。あのとき、あの推計については少し違っていたかなということでは済まないわけでありまして。そういう点で、私は新市建設小委員会の中において、この財政推計につきまして十数項目に上る問題点も指摘をいたしまして、修正も求めてきたところでございますが、残念ながらそれは受け入れられることがありませんでした。

ここで小委員会で行ってきました議論をいま一度繰り返すつもりはありませんけれども、交付税の推計や税源移譲の推計、道補助金の動向や、歳出面では普通建設事業費のあり方、扶助費の推計等に多々疑問が残るところでございます。確かに財政問題では、合併によりまして国の財政的援助がありますから、10年程度は多少有利になると。一息をつけるということは事実でございますけれども、その後においては基準財政需要額は大幅に縮減をされ、交付税が減ることになるわけで、10年後、15年後の財政上の大きな影響が出てくるわけであり、その点はもっともっとシビアな認識、議論が必要だったかなというふうに考えているところでもございます。今日提出されているこの財政シミュレーションは、現実的な推移の中では一定の乖離が生まれてくるのではないかと懸念するところでもございます。

次に、これまでの合併協議についての意見を申し上げたいと思いますが、地方自治体が将来の地域の発展、住民福祉の増進を図るために、関係する住民や行政・議会が独自の判断により合併をその選択肢とすることは一般的にはあり得ることであり、私はそれを否定するつもりはございません。しかし、今回進められましたいわゆる平成の大合併というのは、本来私たちの地域から全く自発的に出てきた自主的な判断とは言えないわけございまして、それとは異質な、財政的な国からの締めつけ、それによる合併であったと。国による押しつけ合併と言っても過言ではないかと思うわけでございます。

こういった流れの中で私たちの合併というのが進められてきたわけであることは否めないと思います。そういったために、どうしても協議の進め方といたしまして、行政主導といたしますか、事務局主導といたしますか、いわゆる財政論、制度論ということがどうしても先行しがちな合併議論だったのではないかと考えるのは私だけでありましょうか。

それは、各種の住民説明会やパブリックコメントに対する住民の皆さんの参加がかなり低いと。なかなか参加していただけないというようなことは、住民の皆さんからの痛烈な反応として私たちに突きつけられているのではないかと私は考えるものでございます。住民の視線を大事にして合併するかしないかの議論を進めてきた、空知の例えば奈井江町や、後志管内二セコ町等々の住民参加の多さということから比べれば、全く対照的な事態に現在進行しています。

このような状況のまま合併を進めるとするならば、それは必ず将来に禍根を残すことになるのではないかと懸念をするものでありまして、今後もさらに住民の皆さんとの対話、話し合いということが大切になっているというふうに思うわけでございます。

こういった状況になぜなったのかということについて、一、二振り返ってみますと、私はやはり本協議会が、第3回目の協議会において協議の進め方を、それまでこの協議会の中では合併の是非やメリットやデメリットを含めて十分に議論するのだという話であったというふうに認識をしておりますけれども、それが合併をした場合の姿づくりということに、やや協議を狭めてしまったということから、住民の多様な意見を集約して議論することが狭まったのではないかとこのふうにも考えるところでございます。

この協議会、3市村持ち回りでこれまで開催されてまいりまして、私も現在の厚田村、そして浜益村にも出向いてまいりましたけれども、浜益村までは約1時間近くの時間を要して出席をしておりますけれども、そのたびに、余りにも距離が遠いと。時間がかかると。それから面積が広いと。そこを231号線1本だけだというような状況の中で、本当に合併によって地域住民が将来幸せにつながるのだろうかということを率直に考えざるを得ません。役場は住民にとってより身近なものでなければなりませんし、そういったことにすれば、やはり距離的な問題というのも大変問題があるというふうに考えるわけでありませぬ。

現在、石狩市も厚田村・浜益村も独立した自治体であり、地方自治制度や地方交付税制度に待つまでもなくて、現在の憲法上も法律上もその存在は保証されてきているところであります。そこにしっかり立って合併議論がなされていくべきと。財政が大変だから仕方がないのではないかという思いからの合併議論というふうなことはいかがなものかというふうに、私はそういった思いをしているところでございます。

そのほかにもたくさんありますけれども、もう時間もありませんから以上をもって、この程度といたしますけれども、私がいろいろ発言しますと揚げ足をすぐ取られるということもありますので、この程度といたしたいと思っておりますけれども、以上のようなことから、私としては本合併協定書については同意、住民の立場に立っていい協定ができたなというふうにはなかなか言い得ない、合併協定書には同意できないということを表明させていただきまして私の意見とさせていただきます。

以上でございます。

田岡会長：今の発言の中で、第3回の協議会におきまして云々という協議については、皆さん全然ご異論ございませんかね。私は全く、そのことを前提に皆さんが14回も及んだとは、全然認識度が違うと思うのですが、これは長原委員の思いでありますので、あえて否定はしませんが、私は少なくとも全然違う形でこの協議会というものは成立されたというふうに思っていますので、一言やじを入れさせていただきました。

それから、今意見がいろいろあったので、私が答えていいのかどうかはちょっと議論があるのですが、おっしゃる意味はいろいろ理屈として、理論としてもあると思いますが、私たちが今抱えている問題は、これから今ご指摘されたような議論が始まるわけございまして、ここにその両方の案が出たときに初めて、本来議論すべき材料が整って議論がされるということだと思います。

したがって、例えばニセコあるいは奈井江の例を挙げておりますが、このことについては入り口の段階で賛否をとったという、白黒をつけたという...、ニセコは違いますね。ニセコは最後の最後まで議論を続けるという町長の姿勢らしいですが、そういう方法というのは、例示として、本当に私たちのやり方が反対軸にあるのかというふうに、あえて反論させていただければなと思うぐらい、私、北町長とは何回も議論をさせていただいておりますが、どうしても奈井江流というのは私自身には合点がいかないと。

逆に私は、14回協議を進め、そしてこれから石狩市において三十数回の説明会、あるいはさまざまなこれからの公聴会等の手続を行う、そういったことが誇りではないかと私は思っておりますので、あえて

長原委員とは全くその辺は意見が異なるということをおっしゃっていただければなと思います。議会ではありませんので、ここで一つ一つ反論する気はありませんけれども、そんな思いだけは言わせてください。

そのほかにご意見ございませんか。

(なしの声)

田岡会長：よろしいですか。

それでは、合併の協定案というのは、まさに14回の成果をもう少し市民の皆さんにわかりやすく、アレンジし直したところはさせていただきます。

それでは、合併協定書(案)という形で、このとおり確認させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

田岡会長：それでは、そのとおり決定させていただきます。

以上をもちまして、当合併協議会での協議・検討する、合併するとした場合の3市村の姿に関する項目のすべてについて協議を終了いたしました。

その他として、今後のスケジュールなどについて事務局より...すみません、附帯意見もあわせて確認をさせていただいたということによろしいでしょうか。

(異議なしの声)

田岡会長：はい。

5. その他

長原委員：今その他ということでご発言がありましたので、一つだけ聞いておきたいのですがよろしいですか。

田岡会長：はい、どうぞ。

長原委員：合併をするということになりますと、まことに申し上げにくいことかもしれませんが、特別職の方々の中で、合併に伴って退職をされるという方も出てくるのではないかというふうに思います。その際、その特別職の方の退職金というのはどういう制度になっているのか、ご説明を聞いておきたいと思えます。

田岡会長：どういう意味ですか、それ。退職金は退職金制度に基づいて退職金が出るというだけですが、中身はどういうことですか。

工藤事務局長：事務局から説明させていただきます。

3首長の退職金につきましては、3市村長とも北海道退職手当組合に加入してございますので、その条例に従って支給されるということを承知しております。

以上です。

長原委員：新聞報道等によりますと、本州での事例なのですが、その条例等の中で支給されている退職金が、こういった失職の場合の特別加算というのがあります。通常の退職金の5割増しになっていると。それが非常に市民の皆さんの感情、反論を呼んでいるということも聞いているわけで、その意味で私どもの場合はどうなっているかということをお聞かせいただけますが、もう少し具体的にお答えいただけませんか。

田岡会長：退職はそれぞれのまちの条例に基づいて、制度に基づいて行われるわけですが、当協議会でそれをご質問される意図は何ですか。

長原委員：意図というよりも、合併に伴う問題として、他市町村の例ではそれが大きな問題になっているということも散見されますので、この際伺っておきたいということでもあります。

田岡会長：それはここでなくても十分、制度上のことです。厚田は厚田、浜益は浜益でお聞きになればわかりますよね。この協議会の場で、その他の案件で説明を求めるとするのは、何かこの協議の場において何らかの議論をする必要があるという意図ですか。

長原委員：ではありません。全体でそうなるのだなということ認識した方がいいかなという思いであります。

田岡会長：それではわかる範囲で答えてください。

工藤事務局長：退職手当組合条例につきましてご説明いたします。

市の職員、村の職員も退職手当組合に加入して、退職時には退職金をちょうだいしますけれども、俗に言う普通退職、自己都合退職、3条退職といいますが、それから長期勤続後の退職、定年退職とって、一般職員についてはその三つの手法がございます。

同じように、特別職につきましても自己都合退職、死亡退職、それから定員の減少による退職、今回は定員の減少による退職ということになるかと思いますが、その手続によって退職金が支払われると、こういうことになってございます。

以上です。

長原委員：北海道の組合規程では1.5倍になっているということをご承知でしょうか。ご承知ないとすれば私から申し上げておきますが、1.5倍、5割増しということになっているようで、それは全国でも余り幾つもないということになっているようですが、その点について今後十分な検討といいますが、考えておくことは必要なことかなというふうに思うのですが、1.5倍という規程はご存じですか。

田岡会長：ちょっと待ってください。この議論を幾らやったって、何を意図とされているのですか。各自治体において議会において議論がされる問題で、当協議会の場においてその中身が、どういう意図のもとでこの協議会の中で、そしてそれがどう全体の議論の中に反映されるという意図でございましてか。私はその意図がよくわからないので、これ以上この議論を続ける意味がほとんどわからないのですけれども。

長原委員：はい、わかりました。先ほど申し上げましたように、そういう状況にあるということ全体で認識しておいた方がいいかなというふうに思って発言をしているわけで、私の方から答えを申し上げておきますと、幾つかの、ほんのわずかの、一、二の県だと思うのですが、北海道の場合も多分そういった条例規程になっているというふうな事実があるようですので、その点は今後市民の皆さんから大きな議論になることのないようなやっぱり検討といいますが、そういったことも必要ではないかなと思って一言申し上げましたので、今後の課題として、それぞれの自治体ということもありますので、ご検討、そういう事実について認識をしておいていただければと思います。

以上でございます。

田岡会長：どうぞ。

神崎委員：石狩市の神崎でございます。

同僚の議員から今何点かの質問がございましたので、決して彼との議論をする立場で申し上げさせていたたくつもりではございません。私どものこれからの議会の立場というものを明確に申し上げておけばというつもりでお話させていただいてもよろしゅうございますでしょうか。

田岡会長：どうぞ。

神崎委員：今日のような、この合併の協定案という成果品ができるまで、私ども議会全体は議論を詳細

にすることを差し控えてまいりましたけれども、今日この場に至りましたので、これからは積極的にこのことについて議論を積み重ねていくと。それで、その議論の過程の中で、たまたま今日の長原議員のような同僚議員の質問が、当然その場で行われるということを我々は十分に承知をしておりますので。

そういう意味からいきますと、この場で今日長原委員がご質問されたということにつきましては、いささか僕自身も納得のいかない部分もございます。しかし、委員がそういうことでおっしゃられたわけですから、それはそれでいいにしても、それではこの場所の、協定書のでき上がったこの段階の中に、終始一貫、数十回という議論の中で、彼のそういう物の考え方が常に今日までずっと結論づけるまでに議論づけられてきたかということ、どうもその辺が明確でない部分もあるので、まとまったことに対して意見を申し上げるといふことについては、ちょっとまた別の場所において長原委員の今度の議論を僕は期待したいと、こういうことで受けとめておりますので、今日は特別に長原委員のことを申し上げるつもりはありません。

それから、ただいまの特別職の、要するに失職する方に対するの待遇問題ですけれども、これ議員もそうですし、特別職もそうですけれども、何かこの種の部類にあるものは、市民の皆様から見れば不可解な部分というものが常につきまわっているのではないかなというような評価をいただく部分もございまして、そういう意味では、ただいまの質問の内容から言えば、もし失職するというのであれば、失職するための手当みたいなものが考えているのではないかと。あるいは、もしかすると、そういうことをしようとするものの必要性があるのではないかとというようなことの、予測する議論を一生懸命今彼は、予測として今皆さんの前で申し上げているのだと思うのですよ。

これ情報が速やかに伝わりませんと、今度失職する首長さんには、ある意味では退職金が水増しになってこうなるのだとかという、そういうひとり歩きの議論がありますので、そういう意味からいきましても、今言われている長原委員の質問の内容については、どうも私どもも、この場については納得がいかないと、こういうふうに思っているのですけれども。

以上、私の立場でそう申し上げさせていただきます。

田岡会長：今の全体の討議として、長原委員が、私としてそういうことを共通認識のためにあえてお話しさせていただきたいということだというふうに理解をしても、その特別職の退職手当の1.5倍という発言は、ある種のつまみ食いの整理の仕方という意味では、先ほどのいろいろなご意見の中にも、それでは合併しなかった場合はどうなるのだというのは、固定したのではなくて、その場合でもさまざまな影響が起きるといふ、片一方のことがなくて、ここにおいてマイナス・プラスという議論になっているように誤解をされると思いますが、どうですか、むしろその1.5倍というのが正確かどうかという、制度検証をここでやってみますか。それとも、本来はやっぱり私は各自治体において退職されるときの制度による取扱いだというふうに、本則に戻るべきだというふうに思いますので、どうですかね、この議論はここで1回とめるといふことで。制度の細かい、非常にプロの制度説明が必要です。今日は事務局にプロがいるのですが、ほとんど余りこれを懇切丁寧に説明しても、なかなかわからないところもあります。ただし1.5倍だけが上がるということだけは誤解だということだけ申し添えさせていただきたいと思います。

それでは、大山さん、どうぞ。

大山委員：浜益の大山です。

法定協議会も今回で最後だと思いますので、合併協議会に参加して、私の考えを申し述べてもよろしいでしょうか。

田岡会長：どうぞ。

大山委員：私も今回まで小委員会14回、法定協議会も14回参加させていただきました。皆さん市町村合併がいいことづくめでないことは、だれもが今までの議論を通じてご承知のとおりでございます。人間の考えることや政策・行動には、どんなに優秀な人が考えても、つくっても、完全・完璧はありません。したがって、住民ニーズが今日ほど自由で多様化している時代には、どんなに素晴らしいと思われる行政施策であっても、よく見ると必ずメリットとデメリットが混在します。したがって、このような時代にデメリットにとらわれるような縮み思考では、今後発生する諸問題を自力で解決することはできません。じり貧になるばかりでございます。それを防止するためには、国に対する依存体質を改め、リスクを覚悟の上で困難に挑戦しなければ、決して未来は開けません。運は努力の先にあって、努力をした人だけが手にすることができるのです。

特に、今は100年に一度の大変革期であり、大きな流れには従うべきであります。流れに乗れば周りがよく見え、流れに逆らうものは結局おぼれて死にます。国の将来のことを考えるのは、その時々国民の責任であります。今後日本は少子高齢化が一段と進み、スイスを追い越して世界一の高齢者国となることが統計上でも明らかになっております。したがって、今改革を断行して将来の発展や安定のために努めるのは、私たちに課せられた使命ではないでしょうか。

厳しい時代こそ発展のチャンスなのでございます。なぜなら、本物の知恵は土壇場に追い込まれたときに生み出されるからでございます。中央集権による都市文明の一極集中は、一方では過密による公害から地球環境を破壊し、他方では過疎により地域を弱らせ、家族のきずなまでも壊し、老人を孤独化させ、子供の未来までも改質させてしまいました。今こそ市町村合併と、それによりなし得る地方分権により、地方から変わらなければなりません。日本は戦後、工場なし、機械なし、燃料なし、原材料なし、食糧もなし、食糧を生産する鋤や鎌もナシと言う悲惨な状況から出発しながらも、国の将来の発展に希望を託し、日常生活を犠牲にしてまでも苦しい生活に耐え続け、奇跡的に今日の経済大国を実現した国民であり、その間には貿易の自由化や資本の自由化、そして二度の石油危機や円高不況など、そのたびごとに国がつぶれるのではないかと大騒ぎをしましたが、見事に超危機的な困難を乗り越えてきました。このことは皆様方もよくご承知のとおりでございます。

皆さん、デメリットといっても、戦後の状況にまで戻るわけではございません。今までも明治の大合併と昭和の大合併の二度の経験をしておりますが、一度でも以前より悪くなったことがあったでしょうか。このことは、過去の歴史の上でも明らかのように、いつも将来は明るいのです。しかも、今度の市町村合併は、以前の二度の大合併のような強制合併ではありません。住民の自由意思を尊重した自主合併であり、さらには合併特例債ほかの手厚い財政支援措置がなされていて、新たなまちづくりをしながらも財政の健全化が図られることが財政シミュレーションでも明らかになっているのでございます。

皆さん、NHKのテレビ番組のプロジェクトXを見てください。絶体絶命のピンチや絶対不可能とされていたことが、次々と関係者の必死の努力により解決され、今日の日本の発展がもたらされているのでございます。皆さん、奇跡は起きるものではありません。必死の努力によって起こすものです。人間は自発的に行動したときに最も大きな力を発揮します。皆さんもよく知っている般若心経の一節に、羯諦羯諦波羅羯諦、云々という一節がございますが、その意味は、人生逃げ場なし、行け、行け、もっと行け、困難を乗り越えて行くしか我々に残された道はない、みんなで一緒に幸せの世界へ行こうという、そういう意味だそうでございます。皆さん、今までの自分の人生を振り返ってみてください。何となく理解ができるのではないのでしょうか。

次に、市町村合併による行政リストラによって、1市2村の行政経費が38億円削減される見込みとな

っておりますが、この削減された38億円は、その分サービスが低下するということではありません。今後38億円も安いコストで行政運営ができるということであって、その分が新市のまちの活力となることなのでございます。

身近な例を挙げますと、JR北海道を見ていただきたいのであります。JRは、かつて国鉄時代に多額の累積赤字を抱えて日本のお荷物企業であったにもかかわらず、リストラを行って十数年たった今は、札幌駅の再開発を初め北海道経済の牽引役となっているではありませんか。私は浜益・厚田・石狩の市町村合併にも、近い将来そのような結果を期待できるものと思っております。

日本は自由主義経済国でありますから、すべてに自己責任が求められるのは当然であり、国や他者のせいにする責任他人論からは何も生まれません。常に自分の工夫や努力が足りないことを自覚することから自己改革や経営革新が始まり、そこから道が開けるのでございます。すべての逆境には、その負荷以上の利益をもたらす種があるのでございます。したがって、危機が大きければ大きいほど機会も大きくなります。そのことはさきに述べた戦後の日本の奇跡的な経済発展が、それを実証しているのでございます。

したがって、今後地域の発展を願うためには、市町村合併をして地方分権を実現させ、地産地消を促進するとともに、都市から地方への人の逆流を促進させる政策や受け入れ体制を整備する政策が必要なのでございます。皆さん、これからは公害と都市生活に疲れた人々が、より人間らしい生活を求めて都市から地方へ逆流してくるのでございます。私たちの住んでいる新市石狩市は、都市と農村漁村のそれぞれの魅力がミックスされた魅力あふれるすばらしいまちになります。今私の脳裏には住民の誇らしげな笑顔が浮かんでおります。皆さん、農民が絶対の信頼を持って大地に種をまくように、私たちも絶対の信頼を持って、新市石狩市が都市と農村漁村が共生する住みよいまちとなることを確信して、社会環境や経済環境の変化に臨機応変に対応しながら、成功するまで努力を続けましょう。皆さん、私たちの未来はいつも明るく開かれているのでございます。

終わります。

田岡会長：そのほかにもございませんか。

どうぞ。

福沢委員：最後の協定書、私は、今お二人の委員さんの中からはいろいろありましたけれども、この協議会の性質上、そういった意思表示というのはないというふうに理解していた人間でございます。ですから、なったときのスタイルをつくったのであって、今ここで各委員がそれぞれに推進論者なり反対論者の意見をやるべきスタイルの場所ではないというふうに理解しております。

厚田はそういった感覚の中で、首長自身もこれから住民と接触して、住民の意見を聞き、議会とも協議して方向性を出すと、こういうのが今までのずっとした姿勢でございますので、厚田としてはどなたの委員からも、私は賛成だったり反対だったりという形にはならないだろうと。まだ協議はしていませんけれども、私はそういう認識でおりますので、こういうお話というのはナンセンスかなと。これ以上やってもむだではないのかと。もしなったら、新しい市はこの協議書に基づいてまちづくりがされるのだよという認識だけでいいのではないかというふうに思いますけれども、間違っておりますでしょうか、所見をお聞きしたい。

田岡会長：最後ですから、いろいろな思いも披露させていただいて。

はい、どうぞ。

鈴木委員：一番先に会長さんが陳情された、陳情ですか、呼ばれたのでしょうか、総務省・財務省に行かれたという話ですけども、その段階でもって来年の3月31日に合併するのと、うちの場合は来年の

10月ですね。その場合の特例債の扱いについてはいかがな状況の話があったのでしょうか。

田岡会長：特例債は何も変わりません。

鈴木委員：変わりませんか。それは間違いありませんか。

田岡会長：これは法律でやられていますから、私が間違いはないとか確認する事項ではないです。

鈴木委員：そうですか。そうしますと、この新市の計画は、合併プランは、このとおり行われるというふうに考えてよろしいのですか。

田岡会長：基本的にそういう方向でつくりたいというプランです。ただ、ちょっと恐らく、私が上京した件について、国の制度が少し変わっているのではないかということをおっしゃりたいと思うのですが、それは合併特例債は今言ったとおりです。それで、私の市長の窓というインターネット情報の中にも、上京した後すぐ書かせていただきましたが、国の制度の中で、いわゆる予算にかかわることですね。制度にかかわることではなくて、お金の高低にかかわることについては、予算の編成を待つ、12月でない現実にはわからないという項目もあるということで、簡単に言うと、道路を100メートルつくる予定だったのが、お金がないから50メートルになるとか、あるいはそういうようなことがあるので、特に今三位一体改革で、最後にお話させていただこうと思ったのですが、その辺の、制度的なというよりは財源の流動性といえますか、それに見合った状況になりますので、これはやるやらないではなくて、伸びるとか縮まるとかというレベルの問題ですけれども、基本財源に今流動性があるということについては私も不安を持っておりますので、できるだけ予算をつけていただきたいという活動をしていこうと思っております。

鈴木委員：私が一番心配したのは、これ10年計画ですよ。10年計画ですから、10年後に田岡市長さんがやっておられるかどうか、また、ここにおられる議員さん方、皆さんがやっておられるかどうかということについても全くわからないわけです。ですから、この担保がどこでなされるかということについては、こうやって傍聴席の皆さん方もいらっしゃいますから、この責任をどこでとられるのかということについてはわからないわけです。

田岡会長：いや、これは法律でとるしかないのですよ。法律制度ですから。

鈴木委員：そうですね。ですから、私の言いたいのは、自治体に、行政に行われる、逆行するようなものがこの中にあるのかどうかということが、私ども時間がなくて、余りこれを検証する時間がなかったです、はっきり言って。ですから...

田岡会長：何をですか。合併協定書ですか。

鈴木委員：いえ、まちづくりプランの中に、自治体行政の中で行われる事業として、果たしてこれが適切なかどうかということについて検証する時間がなかったということです。この仕事の中で、このプランの中にあることが、いろいろなことで、そういうことがあろうと私は思っています。そういうことが、今の自治体の中で合併協議会という、合併するということは、予算がなくて合併するわけですから。果たしてこの事業テーマの中に、それに合わないものがあるのではないのかという危惧があるわけです、私とすれば。

田岡会長：事業項目の選別が...

鈴木委員：そうです。

田岡会長：はい、わかりました。

鈴木委員：その中にあらうと思われるものがあるわけですよ。そういうことが自治体の、行政の合併の方針というのは、やっぱり経費の削減ですね、まず。それに逆行するものはなかったのかということが、私どもの委員会、14回もやったから多分時間があつたらうと思われるでしょうけれども、小委員会の

中でやっているわけですから、この全体会議の中でこれを十分に検証するだけの時間は私はなかったと思っています。

田岡会長：その話は結論が出てから...

鈴木委員：ですから、これが十分に、その特例債で賄えるのだという責任のある回答を私はいただきたいとは思っていません。10年後ですから。はっきり申し上げて。

田岡会長：鈴木さん、特例債は特例債ですし、過疎債は過疎債ですし、それぞれの制度でやっているのです、私が今例示を挙げたのは...

鈴木委員：ですから、私の言いたいのは、自治体の合併をする趣旨がどこにあるのかということですよ、まず。やっぱり経費を削減するということですね。その目的に沿わないものがあるのではないのかということをお前は言いたいわけですよ。そういうものがあるのではないのかと。そういうことがあるのにもかわらず、この合併プランというものがあつた場合に、だれが責任をとるのかということをお前は言いたいわけですよ。その時間が、私にすればなかつたなと。

田岡会長：もし仮に、仮にですよ、合併して、そういう問題について正しく検証されたら、私がやっているかどうかはわかりませんが、検証段階を受けた新市における市長の責任でしょうね。

鈴木委員：そうですね。そういうことがあつた場合にだれが責任...

田岡会長：少なくとも当協議会で間違つた議論をしたという、ここに責任回避をするようなことはしません。

鈴木委員：法律が責任をとるのだというふうな安易なそういう答弁は私は欲しくなかつたですね、やっぱり。委員長としてこれを提案しているわけですから。やっぱり提案する会長としての責任が私は欲しかつたのです、はっきり言って。

田岡会長：そんなのめちやくちゃですよ、議論として。

鈴木委員：どうしてですか。それはやっぱり会長としての責任が私は欲しかつたですよ。

田岡会長：市長として責任とると言っている以上、それ以上の責任のとり方がどこにあるのですか。

鈴木委員：どうしてですか。やっぱり十分な時間が欲しかつたという...

田岡会長：鈴木さん、もうやめましょう、この議論。だれが責任とるかなんていう議論を何時間やつたつてしょうがないですから。

鈴木委員：そんなものですか、この合併協議会というのは。

田岡会長：そんなものですよ。ほかの皆さんどうですか、それでは。私だけで答えないで。

堀さん、どうぞ。

堀委員：時間がなかつたという言い方をされていたのですが、14回この委員会をしてきて、私は新市の建設小委員会もずっと傍聴を続けてきたり、あと、この協議会の中でも報告はありましたし、あとパブリックコメントでも私たちは意見を述べるようにしてきました。その中では、十分に検証できないのではなくて、検証しなければいけないことであつたし、ここにいる協議委員のメンバーは、やっぱりこれを、提案されたことをずっとここで協議してきたわけですからね。だから、それを全部会長が責任をとるとかということではなくて、私たちは十分その期間を与えられていたということをお前は私なりに認識しています。

ですから、自分なりの調査活動もしてきたし、例えば、これから国の法律が変わってきたりとか、昭和の大合併とか明治の大合併のときもそうだつたと思うのですけれども、合併特例債が途中で切られたりとか、そういうことはあり得るのだと思うのですね。だけれども、そのときには、その計画をどうしていく

のかということ、やっぱり見直していくのが新市の中で見直していくということですから、このことに関してはやっぱり私はこの協議会で話されてきた、私たちは十分それを時間を持って検証してきたというふうに私は受けとめています。

以上です。

田岡会長：それでは、大体予定の時間になりました。最後に皆さんそれぞれの思いもご披瀝いただきました。

当協議会は、今日の日程はこれで終わります。あと、次回の法定協議会のスケジュールについて事務局からご案内させていただきます。

工藤事務局長：今後のスケジュールにつきましては、各市村におきまして8月中旬から11月にかけて、当協議会で作成いたしました合併するとした場合の姿と、各市村が独自に作成いたします合併しない場合の姿についての説明会が開催されると聞いております。

なお、当協議会で作成する新市建設計画「合併まちづくりプラン」及び合併協議の内容についてのダイジェスト版につきましては、9月に各戸配布する予定になってございます。

また、浜益村におきましては、合併に関する住民投票の手続きがございますし、石狩市におきまして合併に関する住民投票条例の制定、直接請求の手続きが始まったところがございますので、その動向を見守らなければならないことから、3市村の合併の意思表示の時期につきましては、事務局としては現時点ではいつになっているのかわかりませんが、3市村長の合併の意思が固まりましたら、3市村共催での合併調印式がとり行われることとなります。協議会委員の皆様につきましては、合併調印式に立会人として参加をしていただき、合併協定書に立会人として署名していただくこととしております。

次回の開催につきましては、合併調印式前に合併協議会の解散の手続等に関する事項、並びに本日以後、合併協議において確認された内容につきまして、再度協議をしていかなければならない大きな変更点があって、合併協定書を修正しなくてはならないという事態がございましたら、その内容について調印式の前の協議会で確認をいただくことを考えてございます。

次期開催時期につきましては、合併調印式との兼ね合いがございますので、3市村と打ち合わせをさせていただき、決めさせていただきたいと思っております。

報告事項は以上でございます。

田岡会長：それでは、当面する案件というのは今日で全部片づきました。皆さんにそれぞれの三つの自治体からご挨拶を申し上げたいと思っておりますので、まず、浜益村長から皆さんにご挨拶を申し上げたいと思っております。

木村副会長：本当に長い間ご苦労さまでございました。私も今、一応の協議会に出された事項が終わって、振り返ってみると本当に長かったなと、それが実感でございます。そしてまた、皆さん方が14回、2年がかりの協議を続けてまいりました。形は編入という形でございましたけれども、議論する場においては対等の議論をしてきたつもりでございますし、させてもらってきました。本当にそういう意味では感謝したいなというふうに思っております。そしてまた、事務局の皆さん方、そしてそれぞれの市村の職員の皆さん方がどんなに苦労したのだろうなと、そんな思いでいっぱいでございます。

そして、これが今日の我々のゴールではなくて、これからが厳しいスタートになるのだろうなと、そんな思いで今いっぱいでございます。これから浜益村は住民投票条例ができていますから、住民投票条例という大きなハードルを越えなければなりません。そんなことで、今までの皆さん方の苦労をむだにすることのないような結果にしたいと、そんな思いでいっぱいでございます。これからどんなまちづくりになる

のかということ住民の皆さんに懇切丁寧に、各集落を少なくとも3回は回りたい。そして各団体、商工会、青年会、婦人団体、農協、漁協、その他の団体、これらの団体ともひざを交えた懇談をしながらやってまいりたいというふうに考えております。最終的な投票の期日については私の判断に任せられるということでございますから、その結果において投票の日程を決めたいなというふうに考えております。

これからまた、いろいろと皆さん方の知恵をお借りしなければならないと思いますし、我々の力で足りない部分、議員の方々、そして委員の皆さん方の力添えを、ご協力を心からお願いをいたしまして、措辞ではございますが最終的なお礼のご挨拶にかえさせていただきます。

本当にありがとうございました。ご苦労さまでございます。

牧野副会長：本当に最後になりましたけれども、一言委員の皆様にお礼を申し上げたいと思います。

回を重ねること第14回ということで、今日を迎えたわけでありますけれども、この間、それぞれ小委員会あるいは専門部会等を通じて、本当に精力的に対応をしていただいたところでございます。貴重なご意見、数いただいたわけございまして、一定の成果を見出すことができましたことに心から感謝を申し上げたいと思います。

ただいま浜益の木村村長さんからもお話がありましたけれども、私どもといたしましては、これからがいよいよ正念場であるというふうに思っているところでございます。ただ、本当に、先ほども委員の皆さんからもご意見等もございましたけれども、先の見えない中での決断を迫られているということが、私どもにとって本当につらい部分があるわけございまして、いずれにいたしましても、この協議会での成果を踏まえながら、私どものいわゆる自立をする場合の、そういったものをつけ合わせて、改めて村民と十分協議をした中で判断をさせていただきたいというふうに思っている次第でございます。

本当にこれまでたくさんのご意見、貴重なお時間をいただきましたことを心から感謝を申し上げまして、ご挨拶にかえさせていただきます。

どうもありがとうございました。

田岡会長：最後に私から皆さんに本当にお礼のご挨拶をさせていただきたいと思います。

数えて14回、また小委員会ではそれぞれ数回にわたる小委員会活動を行われまして、私たちが市民の皆さん方に、住民の皆さん方にご判断をいただくために、適切な物の考え方というものをお示するという役割は、当協議会の最大の役割だったと思います。そして、ただいまも議論もありましたように、このプランというものが、あるいは合併全体の今回の協議というものの担保性という問題まで、私たちはある種の責任を持ちつつまとめた結果であります。

皆さんにおかれましては、それぞれご職業を持っていたりお忙しい中、本当にこの2年間にわたりましてありがとうございます。私は今率直な気持ちを申し上げますと、達成感というよりは、いよいよスタートに立ったなという気持ちの方が、むしろ武者震いする思いであります。

また一方で、今日の新聞に、日本の主要都市17都市の首長会が交付税の、特に義務教育にかかわる補助金等の制度を全廃だというふうに出したということについては、三位一体改革の中で一番今問題になっているのが地方の自治のあり方と地方の財源のあり方、そして背中には少子高齢化という、もう絶対避けては通ることができない条件設定というものを考えますときに、国も流動的でありますけれども、私たちもやっぱり時代の流れというものを着実に敏感に感じながら判断をするということになるのではないかと思います。そういう意味におきまして、27次地制調、そして財政制度諮問会議のさまざまな議論、それから、それぞれ持っている自治体の抱えている課題などもこのテーブルに上がったというのは、大いにこれからのまちづくりの真剣な議論がされたのではないかとこのように思っております。

残された期間はもうわずかでございますが、私どもも石狩市が持っている制度、あるいは3市村のそれぞれの関係プレーの中で、法に基づき、あるいは条例に基づき、さまざまなこれまでのお約束などを含めて、適切に執行を図りながら最終段階を迎えたいというふうに思っておりますので、皆さん方の本当にご苦労に感謝を申し上げたいと思います。

なお、これから始まります各自治体の、合併するとしたら、しないとしたらの案のさまざまな住民コンセンサスの中におきまして、ぜひ皆さん方が委員という立場で、この中身についてどういうことなのでしょうかとのご質問等にありましたら、ぜひその役割を積極的に果たしていただければ本当に幸いです。

最後になりますが、本当に2年間にわたりましてご議論いただきましたことを感謝申し上げます、ご挨拶にかえさせていただきます。

本当にありがとうございました。

6. 閉 会

工藤事務局長：以上をもちまして、第14回石狩市・厚田村・浜益村合併協議会を閉会いたします。どうもご苦労さまでした。

上記協議会の経過を記録し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

石狩市・厚田村・浜益村合併協議会会長